

關係法令集

○地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（昭三八法九九・追加、平一五法八一・一部改正）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(昭三八法九九・追加、平三法二四・平六法四八・平一一法八七・平一五法八一・一部改正)

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(昭三八法九九・追加)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(昭三八法九九・追加、平一一法一六〇・平一五法八一・平二六法六九・平二九法二五・一部改正)

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

(昭二七法三〇六・昭三八法九九・改称)

第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の間与等

(平一一法八七・節名追加)

第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の間与等

(平一一法八七・款名追加)

○地方自治法施行令 (抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(昭三八政三〇六・全改、平一二政三七・平二〇政二五・平二六政三四五・一部改正)

○児童福祉法 (抜粋)

第二十三条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の適用等適切な保護を行わなければならない。

② 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、内閣府令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

④ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十条の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ 都道府県等は、第一項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところ

により、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

(昭二四法二一一・昭二六法二〇二・昭六一法一〇九・平九法七四・平一二法一一一・平一六法一五三・平二八法六三・令四法五二・令四法七六・一部改正)

第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(平九法七四・平一六法一五三・一部改正)

○北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭49条例33・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉施設」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業のための施設その他これに準ずる施設をいう。

(昭55条例3・平12条例56・令元条例23・一部改正)

(設置)

第3条 市は、別表第1のとおり社会福祉施設を設置する。

(使用又は利用の許可)

第3条の2 社会福祉施設を使用又は利用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用又は利用の許可を行わせる社会福祉施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 社会福祉施設の設置の目的に反するとき。

- (3) 社会福祉施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会福祉施設の管理上支障があると認められるとき。

(平15条例65・追加)

(使用又は利用の許可の取消し等)

第3条の3 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

(平15条例65・追加)

(使用料及び手数料)

第4条 市は、別表第2の左欄に掲げる社会福祉施設の使用につき、同表の中欄及び右欄に定める使用料を徴収する。

2 市は、別表第3の左欄に掲げる社会福祉施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表の中欄に定める手数料を徴収する。

(昭59条例8・平12条例14・平15条例9・平18条例44・一部改正)

(使用料及び手数料の減免)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(昭59条例8・一部改正)

(利用料金)

第6条 別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設を利用しようとする者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の措置、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第2号の措置、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項又は第2項の措置及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4又は第16条第1項の措置に係る者を除く。)は、当該社会福祉施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該社会福祉施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第4の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(平 12 条例 14・追加、平 15 条例 9・平 15 条例 65・平 18 条例 18・平 18 条例 44・一部改正)

(利用料金の減免)

第 7 条 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(平 12 条例 14・追加、平 15 条例 65・一部改正)

(使用又は利用の制限等)

第 8 条 市長は、社会福祉施設の利用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用又は利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

(1) 詐欺その他不正な手段により使用し、又は利用したとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(昭 49 条例 33・平 10 条例 50・一部改正、平 12 条例 14・旧第 6 条繰下・一部改正)

(指定管理者)

第 9 条 市長は、社会福祉施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会福祉施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(昭 49 条例 33・平 3 条例 23・一部改正、平 12 条例 14・旧第 7 条繰下、平 15 条例 65・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第 9 条の 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該社会福祉施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害者地域活動センター(入所の機能を有するものに限る。)の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第 1 項に規定する申請があつたときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該社会福祉施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平 15 条例 65・追加、平 20 条例 35・平 22 条例 21・平 24 条例 14・平 27 条例 33・令 2 条例 40・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会福祉施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設の維持管理に関すること。
- (2) 社会福祉施設の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平15条例65・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、社会福祉施設の管理を行わなければならない。

(平15条例65・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会福祉施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平15条例65・追加)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第9条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる社会福祉施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(以下「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該社会福祉施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該社会福祉施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該社会福祉施設が別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設であるときは、市は、当該社会福祉施設の使用につき、第6条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。

4 別表第4の規定は、前項の使用料について準用する。

(令3条例32・追加)

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平12条例14・旧第8条繰下)

(罰則)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(昭59条例8・一部改正、平12条例14・旧第9条繰下・一部改正)

別表第1(第3条関係)

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
母子生活支援施設	児童福祉法第38条の定めるところによる。	北九州市立小倉母子寮	北九州市小倉北区上富野五丁目5番3号
		〃 八幡 〃	〃 八幡東区尾倉三丁目4番36号

○北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12規則60・一部改正)

(供用時間及び休業日)

第2条 社会福祉施設の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

(昭49規則43・平12規則60・平13規則60・一部改正)

(保育所及びへき地保育所の使用料の徴収)

第2条の2 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第4号。以下「条例」という。)別表第2に規定する保育所及びへき地保育所の使用料のうち、子どもの保護者又は扶養義務者から徴収する額(以下「保育料」という。)は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年北九州市規則第20号)第3条の利用者負担額の額

- (2) 子ども・子育て支援法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する特定教育・保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第 4 条第 1 項の利用者負担額の額
 - (3) 子ども・子育て支援法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育を受けた子ども 零
 - (4) 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第 6 条第 4 項の利用者負担額の額
- 2 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第 8 条第 2 項の規定の適用がある場合における保育料の額は、前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の規定にかかわらず、同条第 2 項の規定により定める利用者負担額の額とする。
- 3 保育料の滞納処分に関する事務のうち、次に掲げる国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)に規定する徴収職員の権限については、保育料の滞納処分に関する事務に従事する職員に委任する。この場合においては、当該職員に北九州市児童福祉措置費等徴収規則(昭和 40 年北九州市規則第 71 号)第 4 条に規定する児童福祉措置費等徴収職員証を交付する。
- (1) 滞納者の財産を調査するための滞納者等への質問又は検査に関すること。
 - (2) 滞納者等の住居等の捜索に関すること。
 - (3) 滞納者の財産の差押えに関すること。
- (平 27 規則 22・追加、令元規則 27・一部改正)
- (設備・器具使用料及び駐車場使用料)
- 第 3 条 条例別表第 2 の障害者体育施設の駐車場使用料並びに福祉会館の設備・器具使用料及び駐車場使用料に係る規則で定める額は、別表第 2 のとおりとする。
- (平 14 規則 79・追加、平 16 規則 105・平 24 規則 10・平 27 規則 22・一部改正)
- (設備・器具の額)
- 第 4 条 条例別表第 4 の子どもの館及び子育てふれあい交流プラザの設備・器具に係る規則で定める額は、別表第 3 のとおりとする。
- (平 13 規則 60・追加、平 14 規則 79・旧第 3 条繰下・一部改正、平 17 規則 112・一部改正)
- (利用料金の額の承認の告示)
- 第 5 条 市長は、条例第 6 条第 3 項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(平 12 規則 60・追加、平 13 規則 60・旧第 3 条繰下・一部改正、平 14 規則 79・旧第 4 条繰下)

(指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表)

第 6 条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第 9 条の 2 第 2 項の場合においては、この限りでない。

(平 16 規則 3・追加、平 20 規則 49・一部改正)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 7 条 条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 16 規則 3・追加、平 20 規則 65・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第 8 条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平 12 規則 60・追加、平 13 規則 60・旧第 4 条繰下、平 14 規則 79・旧第 5 条繰下、平 16 規則 3・旧第 6 条繰下・一部改正、平 20 規則 49・一部改正)

(指定管理者の事業報告)

第 9 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する社会福祉施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(平 16 規則 3・追加)

(雑則)

第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 12 規則 60・旧第 3 条繰下、平 13 規則 60・旧第 5 条繰下、平 14 規則 79・旧第 6 条繰下、平 16 規則 3・旧第 7 条繰下)

○北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（設備の基準）

第 37 条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1 世帯につき 1 室以上とすること。
- (3) 母子室の面積は、30 平方メートル以上であること。
- (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- (5) 乳幼児 30 人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児 30 人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

（職員）

第 38 条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子 10 人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 前項の心理療法担当職員は、大学若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 第 1 項の母子支援員の数は、母子 10 世帯以上 20 世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては 2 人以上、母子 20 世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては 3 人以上とする。
- 6 第 1 項の少年を指導する職員の数は、母子 20 世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2 人以上とする。

（平 31 条例 8・令 4 条例 7・一部改正）

（母子生活支援施設の長の資格等）

第 39 条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、子ども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知

識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
 - (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する資格認定のための講習会の課程を修了したもの
- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間(アに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行うその資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(令4条例7・令6条例16・一部改正)

(母子支援員の資格)

第40条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(専門職大学(学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学をいう。以下同じ。))の前期課程を修了した者を含む。第55条第2項第1号及び第61条第1号において同じ。)
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 高等学校(学校教育法第1条に規定する高等学校をいう。以下同じ。))若しくは中等教育学校(同条に規定する中等教育学校をいう。以下同じ。)を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。以下同じ。))又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(平31条例8・一部改正)

(生活支援)

第 41 条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設
の特性を生かしつつ、入所中の母子の自立の促進を目的とし、親子関係の再
構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び
稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び
指導並びに関係機関との連絡調整等の支援により、その私生活を尊重して行
わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第 42 条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の
個々の母子について、年齢、発達状況その他の当該母子の事情に応じ意見
聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子や
その家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなけ
ればならない。

(令 6 条例 16・一部改正)

(業務の質の評価等)

第 43 条 母子生活支援施設は、その行う法第 38 条に規定する業務の質の評価
を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果
を公表し、常に当該業務の質の改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第 44 条 第 37 条第 4 号の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備
を設けるときは、次章(第 48 条第 2 項を除く。)の規定を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね 30 人につき 1 人以上
とする。ただし、1 人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第 45 条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児
童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並
びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援セ
ンター等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらな
ければならない。

(平 26 条例 34・令 6 条例 16・一部改正)

○個人情報保護に関する法律（抜粋）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（令三法三七・追加・一部改正）

北九州市緊急一時保護事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、緊急一時保護の必要がある母子及び婦人（以下「母子等」という。）を一時的に保護することにより、その当面の生活安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「母子」とは、不測の事態により精神的または経済的に緊急の保護を必要とする女子とその者が監護する20歳未満の児童を、「婦人」とは、原則として18歳以上65歳未満の女子をいう。

(事業の対象)

第3条 原則として、北九州市内に居住する母子等が、次の各号のいずれかに該当するときに、緊急一時保護を行う。

- (1) 家庭事情等により保護を必要とするとき。
- (2) 不測の事態により生活の本拠を喪失したことにより、保護を必要とするとき。
- (3) 入所施設等に措置されるまでの間、保護を必要とするとき。
- (4) その他、福祉事務所長が保護を必要と認めたとき。

(事業の委託)

第4条 この事業は、社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会（以下「小倉社会事業協会」という。）及び社会福祉法人八幡民生事業協会（以下「八幡民生事業協会」という。）に委託し、その実施施設は、本市が小倉社会事業協会及び八幡民生事業協会に指定管理を行わせている市立母子寮とする。

(一時保護の内容)

第5条 この要綱による一時保護の内容は、次の範囲に応じて行う。

- (1) 母子寮における居室の提供。
- (2) 寝具、その他の居住に必要な備品等の貸与及び日用品等の給付。
- (3) 緊急生活資金の給付。ただし、生活保護法（昭和25年法律14号）の適用を受けている者（医療扶助のみを受けている者を除く）を除く。
- (4) 生活指導及び自立指導。

(一時保護の期間)

第6条 一時保護の期間は、原則として7日以内とする。

(一時保護の手續)

第7条 福祉事務所長は、第2条に該当する母子等から一時保護の申請があったときは、速やかに母子寮長に一時保護の依頼を行うものとする。

2 母子寮長は、前項の依頼を受けたときは、直ちに第5条に定める一時保護を実施するものとする。

(一時保護の解除)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、一時保護の解除を行う。

- (1) 申請事由が解決したとき。
- (2) 保護期間が7日間を超えるとき。
- (3) 一時保護者が、母子寮の寮則に違反したとき。
- (4) その他、福祉事務所長が保護を不必要と認めたとき。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項については、子ども家庭局長が定める。

付則 この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

北九州市母子生活支援施設入所要綱

第1 趣旨

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びこれに基づく児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）並びに北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号。以下「徴収規則」という。）に定めるところによるほか、母子家庭の母子生活支援施設への入所の取扱い等について必要な事項を定め、母子生活支援施設入所業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2 入所の要件及び対象

母子生活支援施設入所の要件は、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められるときであり、入所の対象は当該女子及びその児童とする。

※ 用語の定義

1 「これに準ずる事情にある女子」とは、

- (1) 配偶者が生死不明の女子
- (2) 配偶者に遺棄されている女子
- (3) 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- (5) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されている女子
- (6) 配偶者の暴力等で配偶者と同じ生活をするのが、当該児童の福祉に欠けることとなる女子
などをいう。

2 「児童の福祉に欠ける」とは、母子家庭の母親は生活の中心となって子女の養育を果たす立場にあり、精神的、経済的に不利な条件にあつて、生活、住宅、教育、就職などの困難な問題をもっているため、その者の監護すべき児童の心身に悪影響を与え、母親が児童の監護の責任を十分果たし得ない状態をいう。

第3 入所

1 申込

母子生活支援施設への入所を希望する者は、「母子生活支援施設入所申込書」（様式第1号）に必要な書類を添えて、居住地を管轄する福祉事務所に提出するものとする。ただし、規則第22条第3項に該当する場合はこの限りでない。

2 入所決定

前項による申込書の提出を受けた福祉事務所長は、内容を審査し、面接等の調査を行い、母子保護の実施の必要を認めるときは、入所の決定を行うものとする。

3 通知

(1) 福祉事務所長は、入所の決定を行ったときは、「母子生活支援施設入所承諾書」（様式第2号）を保護者に交付するとともに、入所について十分指導を行うものとする。

(2) 福祉事務所長は、前(1)による承諾書及び入所申込書の写しを子ども家庭局長に送付するほか、当該母子生活支援施設に対して入所の連絡を行い、入所母子家庭に関する必要な資料を送付するものとする。

(3) 福祉事務所長は入所の決定を行わなかったときは、「母子生活支援施設入所不承諾通知書」（様式第3号）を交付し、入所が認められない旨及びその理由等を通知するものとする。

4 入所できない母子家庭に対する保護

福祉事務所長は、調査の結果、その母子家庭が母子生活支援施設に入所させる必要があるにもかかわらず、母子生活支援施設に収容余力がないなどやむを得ない事由があるときは、母子世帯向け住宅等適当な施設への入所のあっ旋、生活保護法の適用及び母子福祉資金の貸付けなど、適切な保護を加えるものとする。

第4 入所期間

入所期間は3年以内とする。ただし、3年を経過してもなお自立更生できない世帯にあっては、さらに3年を限度として更新することができる。

この場合の手続きは、前第3に準ずるが、母子生活支援施設の長（以下「施設長」という。）の意見書を添付するものとする。

第5 費用徴収額の決定

1 入所時における費用徴収額の決定

福祉事務所長は、入所決定と同時に当該母子家庭の階層区分を認定し、徴収規則第2条第1項の規定に基づき、費用徴収額を決定する。

なお、徴収規則別表第1備考2のその他市長が別に定める方法については、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定を適用する。

2 公簿等確認による費用徴収額の決定

(1) 福祉事務所長は、公簿等確認に基づいて当該年度における費用徴収額を決

定する。

- (2) 福祉事務所長は、費用徴収額を決定したときは、「母子生活支援施設入所費用徴収額決定通知書」（様式第4号）により当該母子生活支援施設を經由して本人に通知し、又同写書を子ども家庭局長に送付するものとする。

第6 費用徴収額の徴収

福祉事務所長は、決定した費用徴収額について調定を行い、納入通知書を本人あてに発行し、納入させるものとする。

第7 滞納処分等

- 1 市長は、費用徴収額を指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。
- 2 滞納処分等の事務処理については、別に定めるものとする。

第8 入所の解除

- 1 福祉事務所長は、入所母子家庭が次の各号のいずれかに該当するときは、施設長の意見を求めて入所の解除をするものとする。
 - (1) 入所要件に該当しなくなると認められるとき。
 - ア 自立更生したと認められるとき。
 - イ 児童が20歳に達したとき。
 - ウ 結婚等により母子家庭でなくなったとき。
 - (2) 母子生活支援施設の規則に違反し、施設内の秩序を著しく乱すとき。
 - (3) その他、母子生活支援施設に入所していることが不相当と認められるとき。
- 2 福祉事務所長は、前項により入所の解除を決定したときは、「母子保護実施解除通知書」（様式第5号）により本人、施設長及び子ども家庭局長にそれぞれ通知するものとする。

第9 母子保護の実施に要する費用

- 1 母子保護の実施に要する費用の算定
施設長が市長に請求できる母子保護の実施に要する費用は、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付基準により算定した額とする。
- 2 母子保護の実施に要する費用の請求及び支払
 - (1) 施設長は、毎月5日までに前1項により算定した母子保護の実施に要する費用を「児童入所施設（母子生活支援施設）運営費請求書」（様式第6号）により市長に請求するものとする。
 - (2) 市長は、母子保護の実施に要する費用の請求を受けたときは、内容審査のうえ速やかに請求者に支払うものとする。

付 則

この要綱は、昭和48年5月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成19年10月15日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成28年1月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和3年2月1日から施行する。